

地方の意見を踏まえた医療改革を求める決議

平成 25 年 7 月 8 日
全 国 知 事 会

現在、社会保障制度改革国民会議において、社会保障 4 分野（年金、医療、介護、少子化対策）に係る改革の議論が進められており、医療の分野に関しては、国保の保険者を都道府県とすることや後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により不要となる国費を国保に優先的に投入すること、それに併せ、2025 年にあるべき医療の姿に向けて都道府県の役割を拡大し、地域医療提供体制を整備する等について議論が行われている。

都道府県としては、国保について、構造的な問題が解決され持続可能な制度が構築されるならば、市町村とともに積極的に責任を担う覚悟であり、また、今後とも、医療計画をはじめ医療費適正化計画、健康増進計画の作成・推進等を通じて地域の保健医療政策において役割と責任を果たしていく考えである。

社会保障制度の改革に当たっては、住民と直接向き合う地方はまさに社会保障の運営責任者であり、企画立案の段階から国と地方の緊密な連携・協力が不可欠であるが、これまで地方と十分な協議が行われたとは言い難い。

政府は、本年 8 月 21 日までに、国民会議における審議の結果等を踏まえて、必要な法制上の措置を講ずることとなっているが、地方の意見を踏まえない拙速な改革は断じて認めることはできない。医療改革の具体化に当たっては、国と地方の協議の場分科会等において真摯に議論し、地方の了解の上で進めることを、全国知事会として強く要請するものである。